

令和5年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
緑	1	都市計画道路の整備促進	1 長津田駅南口線の用地取得及び本格整備 2 山下長津田線(鴨居地区)の用地取得及び整備着手 3 中山北山田線(中山地区)の早期事業化	道路局	○
緑	2	中山駅周辺の一体的なまちづくりの推進	1 再開発事業の着実な推進に向けた継続的支援 2 再開発事業やバリアフリー基本構想の進捗に伴う街づくり協議指針の見直しに向けた検討	都市整備局	○
緑	3	山下地域交流センターの民間活用に向けた検討	1 耐震補強工事の財源確保のため、民間活用による事業スキームの明確化 2 耐震補強工事等の実施に向けた、新たな方針を策定 3 方針に基づく施設の適切な活用	市民局	○
緑	4	恩田川遊水地の上部利用	恩田川遊水地の上部について様々な整備手法を局と区で検討	環境創造局	—
緑	5	持続可能なマイナンバーカード事務執行体制の構築と行政手続オンライン利用推進	1 マイナンバーカードセンター(仮称)整備によるカード事務の各区分散型からセンター集約型への移行 2 センターにて、キオスク端末(マルチコピー機)による証明発行等、マイナンバーカード利用及び行政手続オンライン利用の支援・推進	市民局	△
				デジタル統括本部	—
緑	6	防災倉庫等の新設	1 防災倉庫(面積5㎡以下・高さ2.3m以下 建築確認不要)を各拠点に早急に設置 2 防災備蓄庫の標準的仕様の見直し及び計画的な新設・増設	総務局	○
緑	7	緑区総合庁舎駐車場交通誘導員の継続配置	令和5年度以降の緑区総合庁舎平面駐車場の安全な運営体制の確保	市民局	○
緑	8	緑区役所電話交換機の更新	電話交換機更新工事の実施	建築局	○

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局
------	-----

緑区		区政推進課	
担当者名	木村	TEL	930-2217
共通区			

継続年数	6年
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
1	都市計画道路の整備促進

◇地域の課題、基礎データ等

- ①都市計画道路長津田駅南口線
歩行者と車両の動線が交錯するなど危険かつ利用しづらい駅前広場において、平成14年度に事業着手し平成28年度に暫定整備を行っています。令和3年度は仮設の歩行者動線が確保されるなど進捗が見られるものの、引き続き整備が必要となっています。
- ②都市計画道路山下長津田線（鴨居地区）
平成22年3月に西側区間が開通して以降整備が止まり、鴨居駅前の混雑や住宅地への通過交通流入等が長期間改善していない状況です。令和3年度から側道の整備に着手していますが、今後も着実な整備が求められます。
- ③都市計画道路中山北山田線（中山地区）
優先整備路線のうち令和2年度頃までに事業着手する先行着手区間であるとともに、踏切安全対策実施計画の自動車対策に位置付けられている路線です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

- ・事業中の路線について、早期完成を望む意見が連合自治会等から出されているとともに、近隣住民から区役所への問合せ、広聴意見も多く寄せられています。
- ・優先整備路線の見直しに関する意見募集において、山下長津田線（鴨居地区）の早期完成、中山北山田線（中山地区）の早期事業着手を望む意見が出されています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

都市計画マスタープラン・緑区プラン「緑区まちづくり計画」
 ・「暮らしの環境」づくりプラン-交通施設整備の方針-（まちづくり方針）幹線道路網の整備
 ・「まちの要」づくりプラン-長津田駅周辺、鴨居駅周辺、中山駅周辺のまちづくり方針

◇提案内容・概算額等

- ①都市計画道路長津田駅南口線
用地取得及び本格整備（用地取得費、設計費、工事費）
- ②都市計画道路山下長津田線（鴨居地区）
用地取得及び整備着手（用地取得費、設計費、工事費）
- ③都市計画道路中山北山田線（中山地区）
早期事業化（測量設計費）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	①②道路局建設課、③道路局事業推進課、企画課
------	------------------------

◆局回答内容

道路局		建設課、事業推進課、企画課	
担当者名	北川、入野（建設課） 小川、上野（事業推進課） 関野、詫間（企画課）	TEL	671-3526（建設課） 671-3533（事業推進課） 671-2777（企画課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 長津田駅南口線は、駅前広場について、4年度末までに概ねの用地取得を完了し、早期整備に向けて5年度から無電柱化の工事に着手します。（建設課） 山下長津田線の鴨居地区については、トンネル本体工事着手に支障となる既設埋設管を切回すための側道整備工事を行います。（建設課） 中山北山田線の中山地区では、関係部署との協議や地域との意見交換などを進めていきます。（事業推進課、企画課）
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局
------	-------

緑区		区政推進課、緑土木事務所	
担当者名	木村	TEL	930-2217
共通区			

継続年数	3年
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
2	中山駅周辺の一体的なまちづくりの推進

◇地域の課題、基礎データ等

- ・明治41年の駅開業時から南口前には商店が建ち、昭和47年に緑区総合庁舎が整備されたのをはじめとして、多くの施設が立地しています。
- ・駅前では区最大の商店街が形成されているほか、多くのバス路線が発着しています。
(南口約400便/日、北口約250便/日が発車)
- ・北口側は昭和62年に区画整理事業が完了した後、街づくり協議指針に基づいた壁面後退により、豊かな歩行者空間の確保を誘導しています。
- ・南口側は平成31年2月に市街地再開発事業等の都市計画決定がされ、駅前広場、道路の整備による交通問題の大幅な改善が期待されています。
- ・再開発事業区域外の商店街や市民利用施設へも安全に移動できるような歩行環境の整備が必要です。
- ・商店街背後の住宅地では、木造住宅が狭い道路に面して建ち並んでおり、防災・防犯上の課題があります。
- ・電線地中化や雨水排水施設の整備、バリアフリー基本構想の策定など駅周辺での事業予定が複数あり、相互の整合を図ることや地域や利用者に分かりやすく情報提供する必要があるとあります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

- ・中山駅南口地区街づくり基本構想策定(平成10年)
- ・再開発事業の早期完成や南口周辺の歩行環境の向上
- ・中山駅南北の移動の円滑化 など

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・都市計画マスタープラン緑区プラン「緑区まちづくり計画」
「まちの要」づくりプラン-中山駅周辺のまちづくり方針
- ・中山駅南口バス経路変更(平成28年3月)

◇提案内容・概算額等

- 1 再開発事業の着実な推進に向けた継続的な支援
- 2 再開発事業やバリアフリー基本構想の進捗に伴う街づくり協議指針の見直しに向けた検討

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課 都市整備局市街地整備推進課

◆局回答内容

都市整備局		市街地整備推進課	
担当者名	小張、鈴木	TEL	671-3513

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業については、着実な実施に向け、引き続き積極的な支援を行っていきます。また、再開発事業やバリアフリー基本構想策定の進捗に合わせ、中山駅周辺地区のまちづくりの方向性の検討を区役所とも連携を図りながら進めます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	緑区		区政推進課・地域振興課	
		担当者名	木村	TEL	930-2217
		共通区			
		継続年数	3年		
提案種別		予算・制度関連			
番号	項目				
3	山下地域交流センターの民間活用に向けた検討				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>昭和61年3月末に閉校になった山下小学校については、昭和60年11月の土地調整会議で、「地域スポーツ広場制度に基づく他施設（今井文化センター・千秀青少年センター）と同様に市民局で運営費をみるべき」との意見があり、昭和61年度予算の財政課査定で「地域集会施設として校舎の改修は教育委員会が行うこと」及び「財産は管財課所管の普通財産とし、市民局の地域スポーツ広場制度を適用し運用すること」が決定しました。</p> <p>平成元年2月10日の市民局方針決裁において、地域スポーツ広場設置要綱（現：横浜市広場・はらっぱ要綱）に基づく山下地域交流センターの設置が決定し、平成元年4月に開館しました。現在は地域の方や団体が構成する管理運営委員会により運営されています。</p> <p>なお、分校跡地の約6割に通所授産施設が建設され、健康福祉局が土地を無償貸付しています。</p> <p>令和元年8月の文化庁の視察では「国の登録有形文化財として価値がある」との見解が示され、都市部に残る貴重な歴史的建造物の保存・活用が求められています。また、国登録有形文化財として公開活用の安全性確保に必要な耐震補強工事等を実施する場合は、保存活用計画を策定することで国庫補助金（補助率50%）が活用できます。</p>					
【課題】					
<ol style="list-style-type: none"> 平成29年度に財政局管財課が実施した耐震診断において耐震性の不足が指摘され、今後も市民が安全に施設を利用するために早急な耐震補強工事が必要ですが、庁内合意を得られない場合は閉館せざるを得ない状況です。 平成27年の包括外部監査において、当該土地を含む財政局所管の未利用地が「事業時期未定の土地について、適正な利用が求められる」と指摘されており、事業所管局区への財産所管換えが必要です。 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（令和4年6月）（以下、「財政ビジョン」）では、未利用地等の適正化をうたっており、多額の耐震改修費用に見合う利活用を行う必要があります。 山下地域交流センターは市街化調整区域に立地しており、社会福祉施設や地元農協と連携した「農産物直売所」などを建築できる可能性がありますが、横浜市地区センター条例に基づく施設は既に充足しているほか、公園や文化施設、博物館等も現状の利用実態に合わないため、市の施設としては現状の「地域の集会施設」以外では活用できません。 					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）					
◇区民からの具体的な要望					
<ul style="list-style-type: none"> 山下連合自治会、山下地域交流センター管理運営委員会からの申請により、令和2年10月30日に「旧山下小学校木造校舎・校門」を緑区遺産に登録しました。 令和2年12月15日に改定された「山下地区安全・安心まちづくりプラン（市認定地域まちづくりプラン）」では、山下地域交流センターの耐震化や活用促進を目標の1つに掲げています。 令和3年度に行った耐震改修に向けた意見交換会では、一刻も早い耐震改修の実施が改めて求められました。 					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に文化庁による視察を実施し、文化財としての価値が認められることを確認しました。 これまで文化観光局、環境創造局、教育委員会事務局などと施設の位置づけについて調整を行ってきています。 令和3年度には自治会や利用団体が組織する山下地域交流センター管理運営委員会と意見交換会を行い、一刻も早い耐震化やさらなる活用への要望についてあらためて確認しました。また、耐震化に向けたパターン検討を行い、事業費を圧縮するための検討を行いました。 令和4年度は耐震改修費用に見合う利活用を行うため、民間活用の可能性を検討しています。 					
◇提案内容・概算額等					
<ol style="list-style-type: none"> 耐震補強工事の財源確保のため、民間活用による事業スキームの明確化 これまでの調査を整理し、事業スキームを明確にします。令和5年度に地域に必要な施設の検討、事業性の確認、地域の意向を整合させるためのコーディネートなどの調査を実施します。■■■■千円 耐震補強工事等の実施に向けた、新たな方針を策定 1の事業スキームに基づき、資産活用推進会議を経て、経営会議にて平成元年の方針を変更し新たな方針を策定します。 方針に基づく施設の適切な活用 平成27年の包括外部監査での指摘の解消、及び財政ビジョンの実現のため、2で定めた方針に基づき耐震改修等を行い、更なる利活用を図ります。 					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	市民局地域施設課				

◆局回答内容

市民局		地域施設課	
担当者名	日下野、細谷 阿野、保坂	TEL	671-2086

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 喫緊の課題である耐震補強等工事の財源確保に向け、民間活用等の事業スキーム検討の必要性を考慮し、予算計上します。 本件は、資産活用推進会議、経営会議の方針に沿って進めていく必要があるため、区においては引き続き、関係課との協議調整を行ってください。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局	緑区		区政推進課・緑地土木事務所	
		担当者名	木村	TEL	930-2217
共通区					
		継続年数	新規		
提案種別		制度関連			
番号	項目				
4	恩田川遊水地の上部利用				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>緑区小山町では神奈川県による恩田川遊水地を整備する計画が進んでいます。この遊水地を整備することにより、計画対象規模の洪水が発生した際に浸水が想定される区域（約78ha、人口3,700人）の地域住民の安心安全が向上し、遊水地上部の有効利用を図ることで、地域の活性化が期待されています。</p> <p>恩田川遊水地が整備される小山町は市街化調整区域内にあり、耕作放棄地の増加や生活利便施設の不足など地域の活性化について課題を抱えています。地域の活性化を検討するため、平成26年に地域まちづくりグループである山下安全安心まちづくり協議会の中に小山町の課題を考える会が発足し、神奈川県を整備する遊水地の受け入れを決定しました。しかし、神奈川県としては遊水地の整備のみで県立公園とはできず、上部利用に関する設備や管理は難しいとしており、調整が整わないまま来年度工事が着工する予定となっており、市としても上部利用に関する設備や管理を求められています。</p>					
○これまでの経過 平成26年 小山町の課題を考える会発足 平成27年 遊水地整備受け入れ決定 平成30年 遊水地の位置決定 令和元年 小山町の課題を考える会の遊水地に関する調整を行う部門として恩田川遊水地整備対策協議会発足 令和3年 恩田川遊水地整備対策協議会より神奈川県へ上部利用についての要望事項を提出					
○恩田川遊水地の概要 整備予定地 緑区小山町 整備面積 約3 ha 貯水量 約10万m ³					
○遊水地整備スケジュール 平成30年 地形測量、予備設計 令和元年 用地測量、予備設計、地質調査、用地取得 令和2年 用地取得、水利模型実験、上部利用検討及び調整 令和3年 用地取得、本体詳細設計、上部利用検討及び調整 令和4年 用地取得、本体詳細設計、施設詳細・管理等予備設計、上部利用検討及び調整 令和5年 用地取得、管理棟詳細設計、上部利用検討及び調整、遊水地工事（予定） 概ね10年後完成の見込み					
○想定される調整事項 ・上部利用に関する付帯施設の整備・管理主体 ・上部利用のための土砂などの堆積物の撤去・廃棄作業の主体					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（)					
◇区民からの具体的な要望					
・山下地区安全・安心まちづくりプランの目標達成に向けた具体的な方針として、「洪水対策として整備される恩田川遊水地の上部利用施設は、地域の人達の要望を取り入れ構築し、利活用を図ります」としています。 ・恩田川遊水地整備対策協議会から上部利用として総合グラウンド（野球、サッカーなど）、バスケットコート等の整備などの要望事項を神奈川県に提出しています。					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
・神奈川県と上部利用しやすいものとなるよう遊水地の計画について協議（令和3年度） ・上部利用について市の関係部署との調整（令和3年度）					
◇提案内容・概算額等					
恩田川遊水地の上部について様々な整備手法を局と区で検討していくことを提案します。					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課		環境創造局緑地保全推進課、みどりアップ推進課			

◆局回答内容

環境創造局		緑地保全推進課 みどりアップ推進課	
担当者名	村田	TEL	671-3442

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ・公園管理者の視点で考えると、利用者の安全確保など、検討すべき課題が多くあり、公園として不適地ととらえています。 ・他事例も検証し、公園以外の管理主体も含め幅広く検討すべきと考えます。 ◇対応する場合の課題 ・24時間開放を原則とする公園での利用者の安全確保。 ・溢水後の土砂除去等の管理費負担。

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局、デジタル統括本部
------	--------------

緑区		戸籍課	
担当者名	黒柳、川口	TEL	930-2250
共通区	12区（神奈川区、中区、南区、港南区(1のみ)、保土ヶ谷区、旭区、金沢区(1のみ)、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
5	持続可能なマイナンバーカード事務執行体制の構築と行政手続オンライン利用推進

◇地域の課題、基礎データ等

- 現在、18区役所の戸籍課で「マイナンバーカード関連事務」及び「公的個人認証（電子証明書）関連事務」を担っていますが、窓口におけるカード交付や更新等の手続のみならず、発行機関からのカード受領から点検、交付前設定、特設センター輸送、全件定期確認・管理等に至るまで、あらゆる事務を区ごとに会計年度任用職員を任用・育成し対応しているため、非効率で場所や人材の確保等に多くの課題があります。
- 戸籍課は区役所の中で最も来庁・入電件数が多いこともあり、特に引越しシーズンとカード関連事務の集中が重なると、窓口混雑や電話不通などで市民にご不便をおかけしており、改善が必要です。また、カード保有者の転入手続には、カード券面変更と電子証明書発行を伴うため、従来より2倍以上の時間がかかります。保有者増加に伴い、転入手続そのものの事務量・所要時間が増えているため、引越しシーズンの待ち時間が更に長時間化することが予想され、対策が必要です。
- カードの新規交付については、現在、18区役所のほか、新横浜臨時窓口、市内4か所の特設センター（平日夜間・土日祝日開所）で対応しています。一方、カードの保有者増加と利用拡大に伴い、再交付や電子証明書更新、暗証番号再設定などカードの運用に係る手続も増加しており、平日夜間や土日祝日の対応ニーズが多くあります。しかし、現在は、更新等のカード運用に係る手続は区役所でしか対応していないため、ニーズに十分応えることができていません。
- 今後もカード保有者の増加が見込まれ、カード運用に係る手続が増えていきます。来庁せずにできる手続を増やしていくことが重要ですが、事務そのものは今後も続きます。特に電子証明書は5年ごと、カードは10年（18歳未満は5年）ごとに更新が必要であり、これまで交付が集中した時期があることから、令和7～9年度、12～14年度など一定周期で更新事務の集中が見込まれます。こうした今後の動きを踏まえ、18区役所以外の場の活用も含めて、市全体で体制を検討しておく必要があります。
- 戸籍等証明書や新型コロナワクチン接種証明書、マイナポイントなど、各種オンライン手続におけるマイナンバーカードの利用拡大に伴い、戸籍課に操作方法等に関する問合せが増えていますが、現在はワンストップで対応できる窓口がありません。特にICT機器に不慣れな市民は、対面での支援を希望されることが多く、取り残される市民がいないように、また、オンライン手続の利用が一層進むように、対面でより分かりやすい案内・支援を行っていく必要があると考えます。

- 【基礎データ】
- カード交付率 全市59.9% (R4.12.31時点)
 - 令和4年度会計年度任用職員数 全市約600人（特設センター含む）※特設センターは一部業務を委託
 - 令和4年引越しシーズン窓口最長待ち時間(*) 緑区1時間8分（全市最長：神奈川区7時間32分）
*受付までの待ち時間であり、手続完了までは更に時間を要する。
- 【マイナンバーカードに関する今後の主な動き】
- 健康保険証の一体化の推進
 - 電子証明書のスマートフォンへの搭載（Android端末は令和5年5月から実施予定）
 - 自動車運転免許証の一体化（令和6年度末までに実施予定）など

- ◇地域ニーズ等の収集手段
- 1 日常の窓口対応等
 - 2 市民からの提案等
 - 3 地区担当制
 - 4 地域懇談会等
 - 5 区民アンケート
 - 6 区民要望
 - 7 関係団体からの要望
 - 8 その他（)

- ◇区民からの具体的な要望
- 窓口の待ち時間が長い。手続にかかる時間が長い。窓口の数を増やしてほしい。電話が繋がらない。
 - 電子証明書更新や暗証番号再設定をオンラインでできるようにしてほしい。窓口でしかできないのであれば、平日夜間や土日祝日も対応してほしい。
 - マイナンバーカードに関する相談（利用相談含む）をどこにすればよいか分からない。複数に分かれていて不便。
 - オンライン申請を利用して見たが、うまくいかない。カードの不具合か申請の仕方か分からない。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>【緑区運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本目標「デジタル化等の推進」 主な事業・取組「信頼される窓口サービス：マイナンバーカードの確実な交付、快適な窓口環境の整備等」 <p>【緑区戸籍課での主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍課倉庫兼打合せ室・待合席の一部を撤去し、カード手続専用の臨時窓口を整備（令和元年度整備、令和2年度増設、令和3年度移設、令和4年度再整備） 特別定額給付金オンライン申請に伴う暗証番号再設定急増対策として、2階会議室に臨時会場を設けて対応（令和2年度） 待合席の混雑対策として、広告事業によりweb対応の番号呼出システムを導入し、2階会議室及び1階イベントスペースに臨時待合所を適宜開設（令和2年度～） 戸籍課執務室のレイアウトを変更し、カード関連の作業・収納スペースを増設（令和2～4年度） 会計年度任用職員の任用・育成（令和2年度～段階的に増員） カード手続の窓口案内・記載指導・警備等対応のため、人材派遣を活用（令和2～3年度） 	
◇提案内容・概算額等	
<p>1 マイナンバーカードセンター（仮称）を整備し、カード事務を各区分散型からセンター集約型に移行する。センターと区役所の窓口で対応する手続は、カード交付率等を踏まえて段階的に整理し、最終的にはセンターがカード事務拠点として全てのカード手続に対応できるようにする。区役所では戸籍届や転入届等に伴うカード券面変更及び電子証明書発行（住所・氏名等変更）を中心に対応する方向で整理を進める。また、電子証明書更新の集中が見込まれる時期は、センターの出張所を市内数か所に設けて対応する。 なお、センターの整備にあたっては、現在の特設センターの活用や行政サービスコーナーの見直しと合わせて検討することが想定される。</p> <p>2 上記1のマイナンバーカードセンター（仮称）において、マイナンバーカード利用や行政手続オンライン利用を支援・推進するために、当面の間、キオスク端末（マルチコピー機）による証明発行、マイナポータル、マイキープラットフォーム等の利用案内サービスを対面で行う。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	市民局窓口サービス課／デジタル統括本部企画調整課、デジタル・デザイン室

◆局回答内容

市民局		窓口サービス課	
担当者名	小松	TEL	671-4693

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>（提案1について） マイナンバーカードセンター（仮称）の設置提案は、現在設置しているマイナンバーカード特設センターの継続により、カード交付窓口事務に関し予算計上します。 引き続き、令和5年度以降の対応について、今後の申請動向やカード交付事務の財源である総務省補助金の動向等を注視し検討していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

デジタル統括本部		企画調整課 デジタル・デザイン室	
担当者名	俵口（企画調整課） 菊地、辻（デジタル・デザイン室）	TEL	671-3792（企画調整課） 671-4765、671-3321（デジタル・デザイン室）

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>（提案2について） 提案1に記載のマイナンバーカードセンター（仮称）が整備された際には、市民局窓口サービス課と調整の上、必要に応じて支援員の配置等を検討します。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>提案1に記載のマイナンバーカードセンター（仮称）の整備が前提となります。</p>

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	総務局	緑区		総務課		
		担当者名	海野、佐藤	TEL	930-2208	
		共通区	10区(中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区(②のみ)、栄区、瀬谷区)			
		継続年数	新規			
提案種別						
予算関連						
番号	項目					
6	防災倉庫等の新設					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>下水直結式仮設トイレや感染予防物品の配置に伴い、市内459か所(緑区内22か所)ある地域防災拠点(以下、「拠点」という。)における既存の防災備蓄庫の保管状況に以下のような問題が生じています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 備蓄物資が増加したことにより、備蓄物資を棚の上や通路にも積み上げないと保管できない状態となっており、訓練時には物資の出し入れに支障をきたし、震災時には物資が崩れ落ちる可能性がある状態になっています。 学校との調整により学校の空きスペースに分散して備蓄している拠点もあるが、すべての学校で確保できていません。 防災備蓄倉庫に入りきらず、拠点運営委員会が防災倉庫を新たに設置した拠点もあるが、その費用は、自治会費等で負担をしている現状にあります。 						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()						
◇区民からの具体的な要望						
備蓄物資を保管する防災倉庫の新設						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。						
<ol style="list-style-type: none"> 防災備蓄庫の整理整頓の呼びかけ 学校空きスペースの利用調整 総務局に対して備蓄庫の増築・改修等の継続的な要望を実施 						
◇提案内容・概算額等						
<ol style="list-style-type: none"> 防災倉庫の新設【緊急的対応】 備蓄場所を確保し、現在の危険な状態を解消するため、「学校敷地における防災倉庫の設置取扱い要領」の設置条件に適合した防災倉庫(面積5㎡以下・高さ2.3m以下 建築確認不要)を各拠点に早急に設置することが必要です。 (概算額:防災倉庫 約 〇千円/棟) 防災備蓄庫の新設・増築【長期的対応】 横浜市防災計画で定められている防災備蓄庫の標準的仕様(面積26.73㎡・高さ3.8m)については、下水直結式仮設トイレや感染症対策物品等の保管スペースは考慮されていないため、標準的仕様を見直し、それに見合った防災備蓄庫の新設・増築を計画的に進めてください。 (概算額:新設1棟 約 〇千円 増築は規模による) <p>①②の実現に向けて関連区局が連携して取組を進めてください。</p>						
◇参考:区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課		総務局地域防災課				

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	御所脇、押見	TEL	671-2011

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 標準面積未満の防災備蓄庫については、面積の小さい防災備蓄庫から順次、簡易倉庫(5㎡以下)を追加設置できるように調整しています。 また、防災備蓄庫の新設・増築については、学校統廃合や学校建替え等に合わせて整備を計画し、対応できるよう調整を進めていきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	市民局	緑区		総務課	
		担当者名	芳賀、田崎	TEL	930-2207
		共通区			
		継続年数		新規	
提案種別					
予算・制度関連					
番号	項目				
7	緑区総合庁舎駐車場交通誘導員の継続配置				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>緑区総合庁舎には平面駐車場（1階）と立体駐車場（2階～4階）がありますが、平成29年度に現行駐車場の運用が開始されてから令和3年度まで、平面駐車場は近隣施設等の安全性を考慮し、立体駐車場が満車になった場合に開放する「臨時駐車場」の扱いとしてきました。</p> <p>一方で、来庁者からは平面駐車場を常時開放してほしいとのご要望を多くいただいていたため、市民局と調整を図り、令和4年5月から「緊急雇用創出事業」の予算を活用して、平面駐車場の入口及び出口に交通誘導員を配置することが可能となり、区役所開庁時間中は立体駐車場の駐車状況に関わらず、平面駐車場をご利用いただけるようになりました。</p> <p>この運用を令和5年度以降も継続していくため、必要な人員の確保が求められます。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）					
◇区民からの具体的な要望					
利便性向上の観点から、平面駐車場を常時開放してほしい。					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<p>緑区総合庁舎駐車場交通誘導委託を警備業者と締結し、駐車場の指定管理者と連携を図りながら、区役所開庁時間中の平面駐車場開放を開始（令和4年5月～）</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>令和5年度以降も、緑区総合庁舎平面駐車場が安全に運営できるよう、令和4年度と同様の体制の確保が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面駐車場出口における、出庫車両の誘導（出口付近通行者等の安全確保含む） ・平面駐車場入口付近における、入庫車両の誘導及び庁舎前交差点から駐車場までの動線における交通誘導 <p>（参考）令和4年度緑区総合庁舎駐車場交通誘導委託（交通誘導員2名配置） 履行期間：令和4年5月1日～令和5年2月28日、契約金額： ██████████</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課		市民局地域施設課			

◆局回答内容

市民局		地域施設課	
担当者名	細谷、豊田、天田	TEL	671-2086

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	交通誘導員の配置については、指定管理者と協議の上、既存事業で対応します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	建築局
------	-----

緑区		総務課	
担当者名	芳賀、田崎	TEL	930-2207
共通区			

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項 目
----	-----

8	緑区役所電話交換機の更新
---	--------------

◇地域の課題、基礎データ等

令和3年12月24日に電話交換機のシステム障害による事故（全回線の不通）が発生し、委託業者からの報告書によると、CPU（中央処理装置）の不具合であることが判明しました。区役所は、日々区民の方々等から電話で多数のお問合せをいただく所であり、再び同様の障害が発生すれば業務に多大な支障を及ぼすだけでなく、区政への信用失墜につながるものです。当区の交換機は製造（設置）から10年以上が経過し、メーカー保守も終了しているため、機器の更新を切に希望します。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

区民が窓口以外で日常的に区役所へ情報を伝達するための重要なツールであり、電話連絡が安定的に行える環境が求められます。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・令和3年12月 電話交換機障害事故報告書の提出を保守業者へ依頼し、受理
- ・令和4年1月 建築局保全推進課へ電話交換機故障による技術相談票（保守業者の報告書含む。）を提出
- ・令和4年5月 建築局保全推進課へ電話交換機に係る現在の不具合発生状況を報告

◇提案内容・概算額等

令和4年度の長寿命化対策事業による設計業務の実施に引き続き、令和5年度に電話交換機更新工事の確実な実施を要望します。
 ・概算額（工事費）XXXXXXXXXX

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	建築局保全推進課
------	----------

◆局回答内容

建築局		保全推進課	
担当者名	中村	TEL	671-2981

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和4年度設計中で、それに基づき令和5年度工事で実施予定です。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題